

松 高 第 7 9 8 号

平成25年10月1日

指定訪問リハビリテーション事業所 管理者様  
指定介護（介護予防）事業所 様  
松原市地域包括支援センター 様

松原市健康部高齢介護課長

訪問リハビリテーションの提供の流れについて（通知）

平素は、介護保険事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度介護報酬改定において、訪問リハビリテーションの利用者（病状に特に変化がないものに限る。）が主治医と異なる医療機関から訪問リハビリテーションを受ける場合、診療頻度等が変更されております。つきましては、下記内容について通知いたしますのでご留意下さい。

記

【主治医が訪問リハビリテーションを提供できない場合】

訪問診療を行っている主治医が、※訪問リハビリテーションを行う医療機関に対し、利用者の必要な情報を提供し、情報の基礎となる診療の日から3月以内に情報を受けた場合に介護報酬の算定対象となります。この場合の※訪問リハビリテーション計画は、情報を受けた医療機関の医師の診療に基づき作成されるものであることから、主治医から情報を受けた医療機関の医師が3月毎診療を行い、理学療法士等に訪問リハビリテーションの指示を出す必要があります。（介護保険最新情報「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（平成24年3月16日）」Vol.267 問48より）

以上のことから、訪問リハビリテーションの提供の流れについてご理解いただき算定していただきますようお願い致します。（添付資料1参照）

松原市健康部高齢介護課 認定係  
担当：木村  
電話：072-334-1550  
Fax：072-337-3052  
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp